

## 北海道告示第10523号

北海道が令和5年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任する。

令和5年4月3日

北海道知事 鈴木 直道

(経済部所管分 その1)

補助金等を交付する事務 又は事業の名称及びその 目的又は趣旨	補 助 対 象 者	補 助 対 象 経 費	補 助 率 等	交付申請書に添 付すべき関係書 類	実績報告書に添 付すべき関係書 類	交付申請書の提 出部数、提出期 限及び提出先	補助金等の交 付に 關する権限の 委任	摘 要
1 地域食品加工技術セ ンター運営事業 オホーツク圏及び十 勝圏の食品加工技術の 高度化を促進し、本道 食品工業の発展を図る ため、道立地域食品加 工技術センターにおいて行う事業に要する経 費について、予算の範 囲内で補助する。	公益財団法人才ホー ツク財団  公益財団法人とかち 財団	公益財団法人才ホーツク財団及び公益財 団法人とかち財団が道立地域食品加工技術 センターにおいて行う次に掲げる事業に要 する経費のうち、知事が必要かつ適當と認 めるもの  (1) 試験研究事業 (2) 技術指導事業 (3) 技術交流事業 (4) 情報提供事業 (5) 人材養成事業	定額	経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様 式	経済第2号様式 経済第10号様式 経済第20号様式 経済第22号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部食関連産 業局食産業振興 課		
2 貿易物産振興事業 道産品の販路拡大に 係る各施策を効果・効 率的に展開するため、 (一社)北海道貿易物産 振興会が実施する公益 事業に対し、予算の範 囲内で補助する。	一般社団法人北海道 貿易物産振興会	一般社団法人北海道貿易物産振興会が行 う次に掲げる事業に要する経費のうち、賃 金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託 料、使用料及び賃借料、職員人件費及び知 事が必要かつ適當と認めるもの  (1) 商品流通拡大指導事業 ア 商品の分量、価格、包装などの改善 事項についての指導に要する経費 イ 商品の取引促進に向けた指導に要す る経費 ウ 商品開発や販路拡大にとって有益な 情報を提供するセミナーの開催に要す る経費 (2) 道産品取引マッチング促進事業 ア ウェブサイトによる道産品情報の發 信に要する経費 イ 道内及び道外での取引商談会の開催 に要する経費 (3) 主催物産展集客・信頼向上事業 ア 道外百貨店での物産展開催に要する 経費 イ 消費者の信頼を高めるための物産展 会場視察点検に要する経費	(1)2分の1以内 (2)4分の1以内 (3)4分の1以内	経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様 式	経済第2号様式 絏済第10号様式 絏済第20号様式 絏済第22号様式	提出部数 1部 提出期限 令和5年4月21日 提出先 経済部食関連産 業局食産業振興 課		

補助金等を交付する事務 又は事業の名称及びその 目的又は趣旨	補 助 対 象 者	補 助 対 象 経 費	補 助 率 等	交付申請書に添 付すべき関係書 類	実績報告書に添 付すべき関係書 類	交付申請書の提 出部数、提出期 限及び提出先	補助金等の交付 に関する権限の 委任	摘 要
3 観光プロモーション 推進事業 北海道の観光振興を 図り、また、本道における観光事業の指導的 団体として、より健全な発展と振興を図るため、 公益社団法人北海道観光振興機構が実施する 事業及び管理運営に対し、予算の範囲内で補助する。	公益社団法人北海道 観光振興機構	公益社団法人北海道観光振興機構が行う 事業のうち、次の事業に要する経費及び管 理運営に関する経費のうち、報償費、旅費、 需用費（会食経費を除く。）、役務費、委託 料、使用料及び賃借料、負担金及び補助金、 人件費（給与、諸手当、福利厚生費）、そ の他知事が特に必要と認める経費 1 宣伝誘致事業 2 受入体制整備事業 3 全国広域観光推進事業 4 推進事業費 (1)人件費 (2)事務費（ただし、食糧費を除く。）	1 2分の1以内 2 2分の1以内 3 10分の10以内 4 (1)2分の1以内 (2)定額	経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様 式	経済第2号様式 経済第10号様式 絏済第20号様式 絏済第22号様式 別に指示する様 式	提出部数 1部 提出期限 令和5年4月10日 提出先 経済部観光局 観光振興課		
4 新型コロナウイルス 感染症対応資金利子補 給事業 民間団体等が、貸付 当初3年間を無利子とする「新型コロナウイ ルス感染症対応資金」の取扱金融機関に対して、 無利子融資に伴う利子相当分（無利子融 資支援金）を助成する事業（無利子融資支援 事業）の実施に要する 経費を補助する。	公益財団法人北海道 中小企業総合支援セ ンター	次の事業に要する経費のうち、知事が必 要かつ適當と認めるもの (1)無利子融資支援事業 無利子融資支援金の交付に要する経費 (2)無利子融資支援金の交付事務 人件費、旅費、需用費（消耗品費）、 役務費（通信運搬費、各種手数料）、そ の他知事が必要と認める経費 ※人件費については、無利子融資支援 事業に直接従事する従業員に対して支 払う給与・賃金に限る。	10分の10以内	経済第2号様式 絏済第7号証式 絏済第10号様式 絏済第11号様式 絏済第23号様式 別に指示する様 式	経済第2号様式 絏済第10号証式 絏済第20号様式 絏済第22号様式 別に指示する様 式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部地域経済 局中小企業課		
5 市場取引安定機能強 化促進対策事業 道内卸売市場の機能 強化に関する取組及び 卸売市場の人材育成を行 うことにより、卸売 市場機能の維持・強化を 図り、道民生活の安 定に寄与する生鮮食料 品等の円滑な流通を促 進するため、予算の範 囲内で補助する。	一般社団法人北海道 市場協会	一般社団法人北海道市場協会が行う市場 取引安定機能強化促進対策事業に要する経 費	2分の1以内	絏済第2号様式 絏済第7号様式 絏済第10号様式 絏済第11号様式 絏済第23号様式 別に指示する様 式	絏済第2号様式 絏済第20号様式 絏済第22号様式 別に指示する様 式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 絏済部地域経済 局中小企業課		

補助金等を交付する事務 又は事業の名称及びその 目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
6 北海道中小企業総合支援センター事業 中小企業の経営資源の確保及び新事業の創出を促進するため、中小企業支援の中核的支援機関である公益財団法人北海道中小企業総合支援センターに対して、予算の範囲内で補助する。	公益財団法人北海道中小企業総合支援センター	<p>次に掲げる事業に要する経費のうち、知事が必要かつ適當と認めるもの</p> <p>(1) 中小企業経営資源強化対策事業 ア 総合コーディネート事業費 (ア) 総合相談窓口開設 (イ) 専門家派遣事業 (ウ) コーディネート環境整備 報償費(謝金)、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、資料購入費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、負担金</p> <p>イ 取引拡大支援事業費 (ア) ビジネスマッチング支援事業 (イ) 受発注拡大支援事業 報償費(謝金)、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、資料購入費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料</p> <p>ウ 事業円滑化支援費 需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、資料購入費)、役務費(通信運搬費、手数料)、使用料及び賃借料、印紙代</p> <p>(2) 運営事業 ア 人件費 (時間外手当、企業年金及び生命共済に係る経費を除く。) イ 事業管理費 (需用費、負担金、利子等のうち共通管理費と認められる経費に限る。)</p>	(1) 10分の10以内 (2) 定額	経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第22号様式 経済第23号様式 別に指示する様式	経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部地域経済局中小企業課		

補助金等を交付する事務 又は事業の名称及びその 目的又は趣旨	補 助 対 象 者	補 助 対 象 経 費	補 助 率 等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付 に関する権限の 委任	摘 要
7 商店街振興対策事業 商店街の活性化を図り、魅力ある商店街づくりを促進するため、北海道商店街振興組合連合会が行う商店街専任職員の設置事業、商店街活性化のための指導事業等に対し、予算の範囲内で補助する。	北海道商店街振興組合連合会	北海道商店街振興組合連合会が行う商店街振興対策事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 北海道商店街振興組合連合会の役職員設置に要する経費のうち、次に掲げるもの ア 専任職員設置費 イ 指導事業費 (ア) 指導事業費 (イ) 活性化研修会開催費 (ウ) 活性化推進調査・研究事業費 (エ) 組織強化推進事業費 (2) 各市商店街振興組合連合会の指導事業費に要する経費 なお、次に掲げる経費は補助対象外とする。 ア 食糧費(会議用茶菓を除く。) イ 交際費 ウ 工事請負費(イベント時の仮設工事など簡易なものを除く。) エ 不動産の取得に要する経費	(1) ア 定額 イ 10分の10以内 (2) 10分の10以内	経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式	経済第2号様式 絏済第20号様式 絏済第22号様式	提出部数 1部 提出期限 令和5年4月14日 提出先 経済部地域経済局中小企業課		
8 北海道商工会連合会 指導事業 商工会の健全な運営を確保し、併せて小規模事業者の経営又は技術の改善発達のための事業の円滑な推進を図り、もつて小規模事業者の振興と安定に寄与するため、予算の範囲内で補助する。	北海道商工会連合会	商工会指導事業及び経営改善普及事業、一般振興事業に要する経費のうち、別記1に掲げるもの	定額	経済第2号様式 絏済第7号様式 絏済第10号様式 絏済第11号様式 絏済第23号様式 別に指示する様式	絏済第2号様式 絏済第20号様式 絏済第22号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 令和5年5月17日 提出先 経済部地域経済局中小企業課		

補助金等を交付する事務 又は事業の名称及びその 目的又は趣旨	補 助 対 象 者	補 助 対 象 経 費	補 助 率 等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘 要
9 商工会議所指導事業  商工会議所の健全な運営を確保し、併せて小規模事業者の経営又は技術の改善発達のための事業の円滑な推進を図り、もって小規模事業者の振興と安定に寄与するため、予算の範囲内で補助する。	一般社団法人北海道商工会議所連合会	商工会議所指導事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 人件費 (2) 事業費（茶菓以外の食料費、交際費は除く。）	(1) 10分の10以内 (2) 2分の1以内  寄付金その他 の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄付金その他の収入金の控除等を行う。	経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式	経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 令和5年5月17日 提出先 経済部地域経済局中小企業課		
10 小規模事業指導推進事業  商工会又は商工会議所が経営指導員、補助員及び記帳専任職員を設置して行う小規模事業者の経営又は技術の改善発達のための事業の充実を図り、もって小規模事業者の振興と安定に寄与するため、予算の範囲内で補助する。	商工会 商工会議所 一般社団法人北海道商工会議所連合会 北海道商工会連合会	次に掲げる事業に要する経費のうち、別記2に掲げるもの (1) 補助対象職員の設置費 (2) 指導事業費 (3) 資質向上対策事業費 (4) 経営指導推進費 (5) 大都市対策特別普及振興事業費 (6) 小規模事業施策普及費 (7) 商工会等指導環境推進費 (8) 若手後継者等育成事業費 (9) 商工会等振興調査事業費 (10) むらおこし事業等地域活性化事業費 (11) 広域連携等対策事業費 (12) 経営安定特別相談事業費 (13) 事業継続力強化支援計画等実施指導費	定額	経済第2号様式 経済第23号様式 経済第25号様式 経済第26号様式 別に指示する様式	経済第2号様式 絏済第25号様式 絏済第26号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 令和5年5月17日 提出先 絏済部地域絏済局中小企業課		

補助金等を交付する事務 又は事業の名称及びその 目的又は趣旨	補 助 対 象 者	補 助 対 象 経 費	補 助 率 等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付 に関する権限の 委任	摘 要
11 北海道中小企業団体 中央会指導事業 中小企業の組織化並 びに中小企業団体の育 成及び指導を行うた め、当該指導機関であ る北海道中小企業団体 中央会(以下「中央会」 といふ。)に対して、 予算の範囲内で補助す る。	北海道中小企業団体 中央会	<p>次に掲げる事業に要する経費のうち、知事が必要かつ適當と認めるもの</p> <p>(1)指導員及び職員の設置費</p> <p>(2)一般振興事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 組織化対策事業</li> <li>イ 人材育成事業</li> </ul> <p>(3)中小企業連携組織対策事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 中央会指導員等研究会開催事業</li> <li>イ 事務費</li> <li>ウ 地域産業実態調査事業</li> <li>エ 組合等への情報提供事業</li> <li>オ 中小企業連携組織等支援事業</li> <li>カ 組合青年部活動促進事業</li> </ul> <p>※ (3) エの組合等とは次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 中小企業団体の組織に関する法 律(昭和32年法律第185号)第3条第 1項に規定されている中小企業団 体</li> <li>(2) 商店街振興組合法(昭和37年法律 第141号)第2条に規定されている法人</li> <li>(3) その他の特別の法律により設立さ れた組合及びその連合会であつて、 その直接又は間接の構成員たる事業 者の3分の2以上が中小企業基本法(昭 和38年法律第154号)第2条に規定する 中小企業者であるもの</li> <li>(4) 一般社団法人及び一般財団法人に 関する法律(平成18年法律第48号)に基 づいて設立された一般社団法人及 び一般財団法人</li> <li>(5) 公益財団法人及び公益財団法人の 認定等に関する法律(平成18年法律第 49号)に基づいて設立された公益社団 法人及び公益財団法人</li> <li>(6) 知事が別途定める団体</li> </ul>	<p>(1) 10分の10以内</p> <p>(2) 2分の1以内</p> <p>(3) ア、イ、ウ、エ 10分の10以内</p> <p>(3) オ、カ 3分の2以内</p>	<p>経済第2号様式</p> <p>経済第7号様式</p> <p>経済第10号様式</p> <p>経済第11号様式</p> <p>経済第22号様式</p> <p>経済第23号様式</p> <p>別に指示する様式</p> <p>別に指示する様式</p>	<p>経済第2号様式</p> <p>絏済第20号様式</p> <p>絏済第22号様式</p> <p>別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部</p> <p>提出期限 令和5年5月17日</p> <p>提出先 経済部地域経済 局中小企業課</p>		

補助金等を交付する事務 又は事業の名称及びその 目的又は趣旨	補 助 対 象 者	補 助 対 象 経 費	補 助 率 等	交付申請書に添 付すべき関係書 類	実績報告書に添 付すべき関係書 類	交付申請書の提 出部数、提出期 限及び提出先	補助金等の交付 に関する権限の 委任	摘 要
12 地域課題解決型起業 支援事業 民間団体等が、起業 支援事業（道が地域再 生計画に定める社会的 事業の分野において、 デジタル技術を活用し て地域課題の解決を目 的として新たに起業す る者に対して、起業に 必要な経費の一部を補 助する事業及び事業立 ち上げ等に関する伴走 支援の事業）の実施に 要する経費を補助す る。	道内全域における起 業支援事業を最も効 率的かつ適切に遂行 する能力を有する者 として、地域課題解 決型起業支援事業補 助金補助事業者採択 基準により採択され た者	<p>次の事業に要する経費のうち、知事が必 要かつ適當と認めるもの</p> <p>(1) 起業支援金</p> <p>新たに起業する者が起業に必要な次 の経費に対し、2分の1以内（最大20 0万円）を補助することに要する経費 人件費、店舗等借料、設備費、原材料 費、借料、知的財産権等関連経費、謝 金、旅費、外注費、委託費、マーケテ ィング調査費、広報費、その他知事が 必要と認める経費 ※人件費については、交付決定を受け た事業に直接従事する従業員に対して 支払う給与・賃金に限り、代表者や役 員等の人件費を除く。</p> <p>(2) 一連の執行業務に係る経費及び伴走 支援</p> <p>人件費、事務所等借料、謝金、旅費、 会議費、借料、通信運搬費、水道光熱 費、消耗品費、雑役務費、外注費、委 託費、広報・周知費、その他知事が 必要と認める経費 ※人件費については、起業支援事業に 直接従事する従業員に対して支払う給 与・賃金に限る。</p>	10分の10以内	経済第2号様式 経済第7号証式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様 式	経済第2号様式 経済第10号証式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様 式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部地域經濟 局中小企業課		

補助金等を交付する事務 又は事業の名称及びその 目的又は趣旨	補 助 対 象 者	補 助 対 象 経 費	補 助 率 等	交付申請書に添 付すべき関係書 類	実績報告書に添 付すべき関係書 類	交付申請書の提 出部数、提出期 限及び提出先	補助金等の交付 に関する権限の 委任	摘 要
13 機械工業振興事業費 補助金 北海道の機械工業及び関連産業の振興を図るため、一般社団法人北海道機械工業会が行う本道機械工業の販路拡大、技術力の向上及び人材の育成確保に係る事業に対し、予算の範囲内で補助する。	一般社団法人北海道機械工業会	一般社団法人北海道機械工業会が行う次に掲げる事業に要する経費（報償費、旅費、需要費（消耗品費、燃料費、食糧費（茶菓代）、印刷製本費、資料購入費）、役務費（通信運搬費、各種手数料）、委託料、使用料及び賃借料、負担金、原材料費、人件費（人件費、管理費等の名称にかかわらず、人の雇い入れに係る給料、諸手当、社会保険料、健康診断料等経費））、その他知事が特に必要と認める経費 (1) 参入促進支援事業 (2) 産業技術開発促進事業 (3) 人材育成確保事業	2分の1以内	経済第2号様式 経済第8号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式	経済第2号様式 経済第21号様式 経済第22号様式	提出部数 1部 提出期限 令和5年4月20日 提出先 経済部産業振興局産業振興課		
14 北海道原子力発電施設等周辺地域企業立地 支援事業 原子力発電施設等の周辺地域における企業の立地を支援するため、立地する企業に対し、民間団体等が、行う企業立地支援事業に要する経費について、予算の範囲内において補助する。	原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業を最も効率的かつ適切に遂行する能力を有する者として、北海道原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業に係る補助候補者選定委員会により採択された者	一の半期（4月1日から6月ごとの期間をいう。）において、民間団体等が行う企業立地支援事業に要する経費 (1) 事業費 立地企業に対する給付金の交付に要する費用 (2) 一般事務費 前項に掲げる給付金の交付を行うための費用で、次に掲げるもの ア 人件費 イ 印刷製本費 ウ 旅費 エ 通信運搬費 オ 消耗品費 カ 雑費 キ 賃借料 (3) 一般管理費 (1) に掲げる給付金の交付を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費として抽出・特定が困難な経費	定額	経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 経済第39号様式	経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 経済第40号様式	提出部数 1部 提出期限 上期 令和5年7月14日 下期 令和6年1月15日 提出先 経済部産業振興局産業振興課		

補助金等を交付する事務 又は事業の名称及びその 目的又は趣旨	補 助 対 象 者	補 助 対 象 経 費	補 助 率 等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付 に関する権限の 委任	摘 要
15 石狩湾新港地域開発 推進事業補助金 石狩湾新港地域の基盤整備を推進するため、石狩西部広域水道企業団が行う水道用水供給事業について、関係市が構成団体として負担する経費について、予算の範囲内で補助する。	小樽市 石狩市	石狩西部広域水道企業団が広域水道事業を行うために必要な経費のうち、石狩湾新港地域に係る分として負担する出資金及び負担金	3分の2以内	経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式	経済第2号様式 絏済第20号様式 絏済第22号様式	提出部数 1部 提出期限 令和5年4月19日 提出先 経済部産業振興局産業振興課		
16 函館地域産業振興財団補助事業 公益財団法人函館地域産業振興財団の高度技術普及事業を促進することにより、新商品開発や新事業の創出、技術の高度化を図り、もって地域経済の活性化に寄与するため、予算の範囲内で補助する。	公益財団法人函館地域産業振興財団	公益財団法人函館地域産業振興財団が行う次の事業に要する経費のうち、人件費(人件費、管理費等の名称にかかわらず、人の雇入れに係る給料、諸手当、社会保険料、健康診断料等の経費)旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、その他知事が特に必要と認める経費 (1) 研究開発事業 (2) 高度技術普及事業 (3) 維持運営事業	定額	経済第2号様式 絏済第7号様式 絏済第10号様式 絏済第11号様式 絏済第23号様式 別に指示する様式	絏済第2号様式 絏済第10号様式 絏済第19号様式 絏済第20号様式 絏済第22号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 令和5年4月10日 提出先 絏済部産業振興局産業振興課		
17 北海道宇宙科学技術創成センター活動支援事業 本道の航空宇宙関連研究開発の道民への普及・啓発活動、道内への宇宙関連実験・研究の誘致活動に要する経費を補助することにより、宇宙関連の実験・研究等の促進や道内産業の活性化など、道民生活の向上に資することを目的とする。	特定非営利活動法人 北海道宇宙科学技術創成センター	講演会・セミナー事業、地域活動推進事業及び研究開発事業に要する経費。ただし委託費を除く。	10分の10以内	絏済第2号様式 絏済第7号様式 絏済第10号様式 絏済第11号様式 絏済第23号様式 別に指示する様式	絏済第2号様式 絏済第20号様式 絏済第22号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 絏済部産業振興局産業振興課		

補助金等を交付する事務 又は事業の名称及びその 目的又は趣旨	補 助 対 象 者	補 助 対 象 経 費	補 助 率 等	交付申請書に添 付すべき関係書 類	実績報告書に添 付すべき関係書 類	交付申請書の提 出部数、提出期 限及び提出先	補助金等の交付 に関する権限の 委任	摘 要
18 リサイクル産業創出 事業 北海道循環資源利用 促進税条例（平成17年 北海道条例第124号） 第18条の規定に基づき、道内の産業廃棄物 排出事業者等が、産業 廃棄物の再生利用又は 熱回収促進のために行 う事業に要する経費に 補助することにより、 本道における産業廃棄 物の循環的利用を促進 し、併せてリサイクル 製品製造等の事業化推 進を図ることを目的と する。	次のいずれかに該 当する者とする。 (1) 道内に主たる事 務所又は事業所を 有する者（営利を 目的とせず、不特 定かつ多数の者の 利益の増進に寄与 することを目的と して、継続的かつ 自発的に行われる 活動を行う法人そ の他団体を含む。） (2) 全構成員の半分 を(1)に掲げる者 が占めるグループ で、かつ(1)に掲 げる者が代表者と なるもの	次のいずれかに該当する事業を行うため に必要な経費（原材料・副材料費、機械装 置費、技術導入費、特許実施費、外注委託 費、人件費、展示会出展経費及びその他知 事が必要と認める経費） (1)市場投入に先立ち行う実証実験（試作 品作成を含む。）又は市場調査 (2)リサイクル製品（試作品）の改良 (3)展示会を活用したニーズ調査又は戦略 （事業計画）策定のために行う調査（前 号の事業と同時に実施する場合に限 る。）	①道内に主たる 事務所を置く中 小企業等、又は、 全構成員のうち 半数以上がこれ らであり、いづ れかが代表とな るグループ 4分の3以内 ②①以外 2分の1以内	経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 経済第23号様式 別に指示する様 式	経済第2号様式 絏済第10号様式 絏済第20号様式 絏済第22号様式 別に指示する様 式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部環境・エ ネルギー局環境 ・エネルギー課		
19 地域新エネルギー導 入加速化調査支援事業 地域における新エネ ルギーの導入促進を図 るために、市町村が策定 している新エネルギー 導入拡大のための計画 等（以下「新エネビジ ョン等」という。）に 基づいた具体的な導入 可能性調査に対して、 予算の範囲内で補助す る。	次のいずれかに該 当する者とする。 (1) 市町村 (2) 市町村（複数の 市町村も含む。） と法人及び任意團 体その他知事が適 当と認めた者で構 成された共同体	新エネビジョン等に位置付けられている プロジェクトや事業等の可能性を調査する ための事業に要する経費で次に掲げるもの (1) 報償費 (2) 旅費 (3) 原材料費 (4) 備品購入費 (5) 使用料及び賃借料 (6) 印刷製本費 (7) 消耗品費 (8) 通信運搬費 (9) 委託料 (10) その他知事が特に必要と認めた経費	2分の1以内	経済第2号様式 絏済第7号様式 絏済第10号様式 絏済第11号様式 絏済第20号様式 絏済第22号様式 絏済第23号様式 (申請者が市町 村である場合を 除く。) 別に指示する様 式	経済第2号様式 絏済第10号様式 絏済第20号様式 絏済第22号様式 別に指示する様 式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は 振興局	総合振興局長又 は振興局長	

補助金等を交付する事務 又は事業の名称及びその 目的又は趣旨	補 助 対 象 者	補 助 対 象 経 費	補 助 率 等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付 に関する権限の 委任	摘 要
20 地熱資源利用促進事業  地域に賦存する地熱や温泉熱資源を有効活用し、地域振興に資する取組の促進を図るため、地域が行う地熱発電や温泉熱利用を目的とした地熱井等の調査に対して、予算の範囲内で補助する。	次のいずれかに該当する者とする。 (1) 市町村 (2) 市町村（複数の市町村も含む。）と法人及び任意団体その他知事が適当と認めた者で構成された共同体	地熱資源を発電や熱利用で活用を図り地域振興に資することを目的とする地熱井等の調査事業に要する経費で次に掲げるもの (1) 貸金 (2) 報償費 (3) 旅費 (4) 消耗品費 (5) 印刷製本費 (6) 役務費 (7) 通信運搬費 (8) 委託料 (9) 使用料及び賃借料 (10) 工事請負費 (11) 原材料費 (12) 備品購入費 (13) その他知事が特に必要と認めた経費	3分の2以内	経済第2号様式 経済第4号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 別に指示する様式	経済第2号様式 絏済第4号様式 絏済第10号様式 絏済第20号様式 絏済第22号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部環境・エネルギー局環境・エネルギー課		
21 新エネルギー設計支援事業  地域における新エネルギーの導入促進を図り、「ゼロカーボン北海道」の実現につなげていくため、市町村が策定している新エネルギー導入拡大のための計画等に基づいた新エネルギー設備の導入と、合わせて行う新エネルギーの導入効果を増大する省エネルギー設備の導入を前提とした設備の設計及び当該設計に要する調査事業に要する経費で次に掲げるもの	次のいずれかに該当する者とする。 (1) 市町村 (2) 市町村（複数の市町村も含む。）と法人及び任意団体その他知事が適当と認めた者で構成された共同体	新エネルギー設備の導入、又は、新エネルギー設備の導入と新エネルギー設備の導入に合わせて行う新エネルギーの導入効果を増大する省エネルギー設備の導入を前提とした設備の設計及び当該設計に要する調査事業に要する経費で次に掲げるもの (1) 報償費 (2) 旅費 (3) 原材料費 (4) 備品購入費 (5) 使用料及び賃借料 (6) 印刷製本費 (7) 消耗品費 (8) 通信運搬費 (9) 委託料 (10) その他知事が特に必要と認めた経費	2分の1以内	絏済第2号様式 絏済第7号様式 絏済第10号様式 絏済第11号様式 絏済第23号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 別に指示する様式	絏済第2号様式 絏済第10号様式 絏済第20号様式 絏済第22号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局	総合振興局長又は振興局長	

補助金等を交付する事務 又は事業の名称及びその 目的又は趣旨	補 助 対 象 者	補 助 対 象 経 費	補 助 率 等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付 に関する権限の 委任	摘 要
22 地熱井掘削支援事業  地域に賦存する地熱資源の有効活用を図り地域振興に資するため、地域が行う小規模地熱発電や熱利用を目的とした地熱井の掘削に対して、予算の範囲内で補助する。	次のいずれかに該当する者とする。 (1) 市町村 (2) 市町村（複数の市町村も含む。）と法人及び任意団体その他知事が適当と認めた者で構成された共同体	地熱資源を小規模地熱発電や熱利用での活用を目的とする地熱井の掘削事業に要する経費で次に掲げるもの (1) 賃金 (2) 報償費 (3) 旅費 (4) 消耗品費 (5) 印刷製本費 (6) 役務費 (7) 通信運搬費 (8) 委託料 (9) 使用料及び賃借料 (10) 工事請負費 (11) 原材料費 (12) 備品購入費 (13) その他知事が特に必要と認めた経費	3分の2以内	経済第2号様式 経済第4号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第22号様式 経済第23号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 別に指示する様式	経済第2号様式 絏済第4号様式 絏済第10号様式 絏済第20号様式 絏済第22号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部環境・エネルギー局環境 ・エネルギー課		
23 新エネルギー設備導入支援事業  地域主導のエネルギー地産地消の取組を加速し、「ゼロカーボン北海道」の実現につなげていくため、地域のエネルギーと経済の地域循環により、持続可能な地域づくりに資する新エネルギー設備導入と、合わせて行う新エネルギーの導入効果を増大する省エネルギー設備の導入事業に要する経費で次に掲げるもの	次のいずれかに該当する者とする。 (1) 市町村 (2) 市町村（複数の市町村を含む。）と法人及び任意団体その他知事が適当と認めた者で構成された共同体	地域経済の活性化や地域振興への波及効果の高い新エネルギー設備の導入、または、新エネルギー設備の導入と新エネルギー設備の導入に合わせて行う新エネルギーの導入効果を増大する省エネルギー設備の導入事業に要する経費で次に掲げるもの (1) 賃金 (2) 報償費 (3) 旅費 (4) 消耗品費 (5) 印刷製本費 (6) 通信運搬費 (7) 使用料及び賃借料 (8) 工事請負費（建築物に係る工事を含む。） (9) 原材料費 (10) 備品購入費 (11) その他知事が特に必要と認めた経費	2分の1以内	絏済第2号様式 絏済第4号様式 絏済第7号様式 絏済第10号様式 絏済第11号様式 絏済第22号様式 絏済第23号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 別に指示する様式	絏済第2号様式 絏済第4号様式 絏済第10号様式 絏済第20号様式 絏済第22号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部環境・エネルギー局環境 ・エネルギー課		

補助金等を交付する事務 又は事業の名称及びその 目的又は趣旨	補 助 対 象 者	補 助 対 象 経 費	補 助 率 等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付 に関する権限の 委任	摘 要
24 地域資源活用基盤整備支援事業 地域が有するエネルギー資源の最大限活用を図るため、地域や事業者が行う新エネルギーの導入拡大を目的とした送電線の整備に対して、予算の範囲内で補助する。	次のいずれかに該当する者とする。 (1) 道内に主たる事務所又は事業所を有する法人 (2) 市町村と法人及び任意団体その他知事が適当と認めた者で構成された共同体	新エネルギー設備を導入するために必要な系統に接続するための送電線の整備事業(付随する設備工事を含む。)に要する経費で次に掲げるもの (1) 工事請負費 (2) 旅費 (3) 消耗品費 (4) 役務費 (5) 通信運搬費 (6) 委託料 (7) 使用料及び賃借料 (8) 原材料費 (9) 備品購入費 (10) その他知事が特に必要と認めた経費	2分の1以内	経済第2号様式 経済第4号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第20号様式 経済第11号様式 経済第22号様式 経済第23号様式 別に指示する様式	経済第2号様式 経済第4号様式 絏済第10号様式 絏済第20号様式 絏済第22号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部環境・エネルギー局環境 ・エネルギー課		
25 ゼロカーボン・モビリティ導入支援事業 地域主導のエネルギー地産地消の取組を加速化し、「ゼロカーボン北海道」の実現を促進するため、新エネルギーによる発電設備と電気自動車や定置型蓄電池を組み合わせて、余剰電力の蓄電や蓄電池からの電力供給を行うエネルギー自立型施設(以下「V2X」という。)の構築に対し、予算の範囲内で補助する。	次のいずれかに該当する者とする。 (1) 市町村(複数の市町村による共同体を含む。) (2) 市町村(複数の市町村を含む。)と法人、任意団体又はその他知事が適当と認めた者で構成された共同体	地域特性を十分に活かしたV2Xの構築に併せて施設の電力消費ピークカットや災害等の停電時におけるレジリエンス対策を行なうなど、新エネルギー設備と電気自動車の導入効果を増大させる事業に要する経費で次に掲げるもの (1) 賃金 (2) 旅費 (3) 消耗品費 (4) 印刷製本費 (5) 役務費 (6) 通信運搬費 (7) 委託料 (8) 使用料及び賃借料 (9) 工事請負費 (10) 原材料費 (11) 備品購入費 (12) その他知事が特に必要と認めた経費	2分の1以内	経済第2号様式 絏済第4号様式 絏済第7号様式 絏済第10号様式 絏済第20号様式 絏済第11号様式 絏済第22号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 別に指示する様式	絏済第2号様式 絏済第4号様式 絏済第10号様式 絏済第20号様式 絏済第22号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 絏済部環境・エネルギー局環境 ・エネルギー課		

補助金等を交付する事務 又は事業の名称及びその 目的又は趣旨	補 助 対 象 者	補 助 対 象 経 費	補 助 率 等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付 に関する権限の 委任	摘 要
26 ゼロカーボン・イノベーション導入支援事業 エネルギー地産地消を促進するため、新エネルギー資源を活用した実用化目前の先端技術等を地域の特性に合わせて仕様や能力を最適化し、新エネルギーの製造から貯蔵・輸送・利活用までのサプライチェーンを構築するなどの取組に対して、予算の範囲内で補助する。	市町村（複数の市町村を含む。）と大学などの研究機関等、法人、任意団体又はその他知事が適当と認めた者で構成された共同体	地域の有するエネルギー資源を活用し、大学等の研究機関が保有する実用化目前の先端技術を地域に導入し、新エネルギーの製造から貯蔵・輸送・利活用までの新エネルギー地産地消サプライチェーンの構成など、実用化に向けた設備導入等を行う事業に要する経費で次に掲げるもの  (1) 賃金 (2) 報償費 (3) 旅費 (4) 消耗品費 (5) 印刷製本費 (6) 役務費 (7) 通信運搬費 (8) 委託料 (9) 使用料及び賃借料 (10) 工事請負費 (11) 原材料費 (12) 備品購入費 (13) その他知事が特に必要と認めた経費	3分の2以内	経済第2号様式 経済第4号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第20号様式 経済第11号様式 経済第22号様式 経済第23号様式 別に指示する様式	経済第2号様式 経済第4号様式 経済第10号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 経済第23号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部環境・エネルギー局環境 ・エネルギー課		

補助金等を交付する事務 又は事業の名称及びその 目的又は趣旨	補 助 対 象 者	補 助 対 象 経 費	補 助 率 等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付 に関する権限の 委任	摘 要
27 ゼロカーボン・ビレッジ構築支援事業 新エネルギーの活用を促進するため、地域の特性に応じた多様なエネルギー資源と地域の需要家が有する新エネルギー発電設備や蓄電池などの分散型エネルギーソースを効率的に組み合わせて、街区単位や複数の公共施設・民間企業等で活用する地域マイクログリッドや熱の面的利用など、需要と供給が一体的となつた（以下「需給一体型」という。）の取組に対して、予算の範囲内で補助する。	次のいずれかに該当する者とする。 (1) 市町村（複数の市町村による共同体を含む。） (2) 市町村（複数の市町村を含む。）と法人、任意団体又はその他知事が適当と認めた者で構成された共同体	地域に存在する新エネルギーや未利用熱を一定規模のエリアで面的に利用する需給一体型エネルギーシステムを構築する事業に要する経費で次に掲げるもの 1 ゼロカーボン・ビレッジ構築計画等作成事業 (1) 報償費 (2) 旅費 (3) 消耗品費 (4) 印刷製本費 (5) 役務費 (6) 通信運搬費 (7) 委託料 (8) 使用料及び賃借料 (9) その他知事が特に必要と認めた経費 2 ゼロカーボン・ビレッジ構築事業 (1) 賃金 (2) 報償費 (3) 旅費 (4) 消耗品費 (5) 印刷製本費 (6) 役務費 (7) 通信運搬費 (8) 委託料 (9) 使用料及び賃借料 (10) 工事請負費 (11) 原材料費 (12) 備品購入費 (13) その他知事が特に必要と認めた経費	2分の1以内	経済第2号様式 経済第4号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第22号様式 経済第23号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 別に指示する様式	経済第2号様式 絏済第4号様式 絏済第10号様式 絏済第20号様式 絏済第22号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部環境・エネルギー局環境・エネルギー課		

補助金等を交付する事務 又は事業の名称及びその 目的又は趣旨	補 助 対 象 者	補 助 対 象 経 費	補 助 率 等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付 に関する権限の 委任	摘 要
28 省エネルギー設備導入計画等作成支援事業 「ゼロカーボン北海道」の実現に向けて、省エネルギーの促進を図るため、高い省エネルギー効果が期待できる設備の導入を前提とした設計、導入可能性調査に対して、予算の範囲内で補助する。	次のいずれかに該当する者とする。 (1) 道内に事務所又は事業所を有する法人（営利を目的とせず、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的として、継続的かつ自発的に行われる活動を行う法人その他の団体を含む。） (2) (1)に掲げる者を含む複数事業者による共同体	産業部門など関連事業における省エネルギーの取組に対する高い波及効果が期待される省エネルギー設備の導入を前提とした設備の設計、当該設計に要する調査及び導入可能性調査を行う事業に要する経費で次に掲げるもの (1) 報償費 (2) 旅費 (3) 原材料費 (4) 備品購入費 (5) 使用料及び賃借料 (6) 印刷製本費 (7) 消耗品費 (8) 通信運搬費 (9) 委託料 (10) その他知事が特に必要と認めた経費	2分の1以内	経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第22号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 別に指示する様式	経済第2号様式 経済第10号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部環境・エネルギー局環境・エネルギー課		
29 省エネルギー設備導入支援事業 「ゼロカーボン北海道」実現に向けて、省エネルギーの促進を図るため、高い省エネルギー効果が期待できる設備の導入や設備更新に対し、予算の範囲内で補助する。	次のいずれかに該当する者とする。 (1) 道内に事務所又は事業所を有する法人（営利を目的とせず、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的として、継続的かつ自発的に行われる活動を行う法人その他の団体を含む。） (2) (1)に掲げる者を含む複数事業者による共同体	産業部門など関連事業への高い省エネルギーの取組に対する高い波及効果が期待される省エネルギー設備の導入する事業であって、複数の事業者によって行われる事業に要する経費で次に掲げるもの。 (1) 賃金 (2) 報償費 (3) 旅費 (4) 消耗品費 (5) 印刷製本費 (6) 通信運搬費 (7) 使用料及び賃借料 (8) 工事請負費 (9) 原材料費 (10) 備品購入費 (11) その他知事が特に必要と認めた経費	2分の1以内	経済第2号様式 経済第4号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第22号様式 別に指示する様式	経済第2号様式 絏済第4号様式 絏済第10号様式 絏済第20号様式 絏済第22号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 絏済部環境・エネルギー局環境・エネルギー課		

補助金等を交付する事務 又は事業の名称及びその 目的又は趣旨	補 助 対 象 者	補 助 対 象 経 費	補 助 率 等	交付申請書に添 付すべき関係書 類	実績報告書に添 付すべき関係書 類	交付申請書の提 出部数、提出期 限及び提出先	補助金等の交付 に関する権限の 委任	摘 要
30 環境・エネルギー産業総合支援事業（開発支援事業） 道内事業者による環境・エネルギー関連（以下、環境関連という）の技術開発及び実証等、並びに製品開発及び事業化等を行う事業に対して支援することにより、環境関連産業の振興と道内事業者の参入促進を図ることを目的として、予算の範囲内において補助金を交付する。	次のいずれかに該当する者とする。 (1) 道内に主たる事務所又は事業所を有する法人（営利を目的とせず、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的として、継続的かつ自発的に行われる活動を行う法人その他の団体を含む。） (2)(1)に掲げる者を含む複数事業者による共同体（以下「コンソーシアム」という。）	次のいずれかに該当する事業を行うために必要な経費（製品・技術開発費（原材料費、機械装置費、技術導入費、特許実施費、外部委託費）人件費及びその他知事が必要と認める経費） (1) 道内事業者の環境関連の技術開発及び実証等を行う事業 (2) 道内の環境関連の製品、サービスの開発及び事業化を図る事業	3分の2以内	経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式	経済第2号様式 経済第10号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部環境・エネルギー局環境・エネルギー課		
31 特定発電所周辺地域交付金事業 特定発電所の立地町村及びこれと密接な関係を有する町村が実施する立地地域対策促進事業、地域活性化事業及び基金造成事業に対し予算の範囲内で補助する。	特定発電所の所在市町村、隣接市町村及び隣々接市町村	特定発電所の所在市町隣接市町村及び隣々接町村が行う立地地域対策促進事業、地域活性化事業及び基金造成事業に要する経費	10分の10以内	経済第2号様式 経済第4号様式（立地地域対策促進事業及び地域活性化事業の場合に限る。） 経済第6号様式（立地地域対策促進事業の場合に限る。） 経済第7号様式 経済第9号様式 経済第11号様式	経済第2号様式 経済第4号様式（立地地域対策促進事業及び地域活性化事業の場合に限る。） 経済第6号様式（立地地域対策促進事業の場合に限る。） 経済第20号様式 経済第22号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部環境・エネルギー局環境・エネルギー課		

補助金等を交付する事務 又は事業の名称及びその 目的又は趣旨	補 助 対 象 者	補 助 対 象 経 費	補 助 率 等	交付申請書に添 付すべき関係書 類	実績報告書に添 付すべき関係書 類	交付申請書の提 出部数、提出期 限及び提出先	補助金等の交付 に関する権限の 委任	摘 要
32 電源立地地域対策交 付金事業 原子力発電施設等の 設置の円滑化に資する ため、予算の範囲内で 補助する。	電源立地地域対策交 付金交付規則(平成2 3年文部科学省経済 産業省告示第1号) に規定する公用施 設の整備等を行う市 町村及び一部事務組 合	地域振興計画作成等措置、発電用施設温 排水有効利用措置、発電用施設温排水有効 利用実証調査等措置、発電用施設温排水影 響事業支援措置、発電用施設温排水等有効 利用施設整備等措置、公用施設に係る整 備、維持補修又は維持運営等措置、企業導 入・産業活性化措置、福祉対策措置、地域 活性化措置、給付金加算等措置に要する経 費のうち、次に掲げる経費  (1) 事業費 工事費、用地費及び補償費、調査設 計費、設備費、調査費、広報費及び研 修費、維持運営費、事業運営費、附帯 雜費、一般事務費  (2) 補助金 補助金、一般事務費  (3) 出資金 出資金、一般事務費  (4) 貸付金 貸付金、一般事務費  (5) 基金造成費 (3) に掲げるものを除 く。 事業運営基金、施設整備基金、維持 補修基金、維持運営基金、一般事務費  (6) 給付金事業助成費 給付金加算等助成費、一般事務費	電源立地地域対 策交付金交付規 則で定める交付 限度額の範囲内	経済第7号様式 経済第9号様式 経済第11号様式 経済第42号様式 の1	経済第20号様式 経済第22号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部環境・エ ネルギー局環境 ・エネルギー課		
	電源立地地域対策交 付金交付規則に規定 する原子力立地給付 金交付事業を行う者	原子力立地給付金交付事業に要する次の 経費のうち、次に掲げる経費給付金事業助 成（給付金加算等助成費、一般務費）	電源立地地域対 策交付金交付規 則で定める交付 限度額の範囲内	経済第7号様式 絏済第9号様式 絏済第11号様式 絏済第23号様式 絏済第42号様式 の2	絏済第20号様式 絏済第22号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 絏済部環境・エ ネルギー局環境 ・エネルギー課		

補助金等を交付する事務 又は事業の名称及びその 目的又は趣旨	補 助 対 象 者	補 助 対 象 経 費	補 助 率 等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付 に関する権限の 委任	摘要
33 石油貯蔵施設立地対策等交付金事業 石油貯蔵施設の周辺の地域における住民の福祉の向上を図るために、予算の範囲内で補助する。	石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則(昭和53年通商産業省告示第434号)に規定する公用用施設の整備を行う市町村、公共性格の強い組合又は法人	次の事業に要する経費のうち、知事が適当と認めるもの (1)昭和53年4月1日以降に石油貯蔵施設の新設又は増設に伴って市町村、公共的性格の強い組合又は法人が行う公用用施設の整備に要する経費 (2)1市町村に現に存する石油貯蔵施設の貯蔵量の合計量が10万キロリットル以上の場合に市町村、公共的性格の強い組合又は法人等が行う公用用施設の整備に要する経費	石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則で定める交付限度額の範囲内	経済第7号様式 経済第9号様式 経済第11号様式 別に指示する様式	経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式	提出部数 2部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部環境・エネルギー局環境・エネルギー課		
34 広報・調査等交付金事業 原子力発電施設等の周辺住民に対する原子力発電に関する知識の普及や周辺住民の生活に及ぼす影響に関する調査等に対し、予算の範囲内で補助する。	市町村	広報・調査等事業に要する経費のうち、総合振興局長又は振興局長が必要かつ適当と認めるもの	定額	経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 別に指示する様式	経済第2号様式 絏済第20号様式 絏済第22号様式 別に指示する様式	提出部数 3部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局	総合振興局長又は振興局長	
35 北海道原子力発電施設立地地域共生交付金 原子力発電施設の長期的な円滑化に資するため、泊村、共和町、岩内町、神恵内村が実施する事業に対し、予算の範囲内で補助する。	泊村、共和町、岩内町、神恵内村	公共用施設に係る整備及び維持補修措置、企業導入・産業活性化措置、福祉対策措置、地域活性化措置に要する経費のうち、次に掲げる経費 (1)事業費 工事費、用地費及び補償費、調査設計費、設備費、調査費、広報費及び研修費、事業運営費、附帯雑費、一般事務費 (2)補助金 補助金、一般事務費 (3)出資金 出資金、一般事務費 (4)貸付金 貸付金、一般事務費 (5)基金造成費 (3)に掲げるものを除く。 事業運営基金、施設整備基金、維持補修基金、一般事務費	北海道が作成する地域振興計画に基づく事業に對し、原子力発電施設立地地域共生交付金を財源として充てている額	経済第7号様式 絏済第9号様式 絏済第11号様式 絏済第41号様式 の3 絏済第42号様式 の3 別に指示する様式	絏済第20号様式 絏済第22号様式 絏済第43号様式 の3 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 絏済部環境・エネルギー局環境・エネルギー課		

補助金等を交付する事務 又は事業の名称及びその 目的又は趣旨	補 助 対 象 者	補 助 対 象 経 費	補 助 率 等	交付申請書に添 付すべき関係書 類	実績報告書に添 付すべき関係書 類	交付申請書の提 出部数、提出期 限及び提出先	補助金等の交付 に関する権限の 委任	摘 要
36 休廃止鉱山鉱害防止 事業 休廃止鉱山の坑廃水 処理義務者が行う鉱害 防止事業に対し、予算 の範囲内で補助する。	休廃止鉱山鉱害防止 等工事費補助金(休 廃止鉱山鉱害防止工事費) 交付要綱(昭和 46年7月13日付け46 保第789号)第26条に 規定する鉱業権の消 滅している鉱山ある いは鉱業権は存続し てはいるが、採掘活動 を終了した後、長期 間が経過し、かつ、 今後採掘活動が再開 される見込みのない 鉱山において坑廃水 処理事業を行う者	休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金(休 廃止鉱山鉱害防止工事費)交付要綱に基づ き、北海道産業保安監督部長が算定した坑 廃水処理補助対象経費	4分の1以内	経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様 式	経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様 式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部環境・エ ネルギー局環境 ・エネルギー課		
37 道内炭層エネルギー 等利活用促進事業 道内炭層エネルギー 等の有効活用を促進し 産炭地域の活性化を図 るため、環境負荷の低 減に資するクリーンコ ールテクノロジーの実 用化に向けた実証事業 に対し、予算の範囲内 で補助する。	市町村と法人及び任 意団体その他知事が 適当と認めたもので 構成された共同体	クリーンコールテクノロジーの実用化に 向けた実証事業に要する経費で次に掲げる もの  (1) 賃金 (2) 報償費 (3) 旅費 (4) 消耗品費 (5) 印刷製本費 (6) 役務費 (7) 通信運搬費 (8) 委託料 (9) 使用料及び賃借料 (10) 工事請負費 (11) 原材料費 (12) 備品購入費 (13) その他知事が特に必要と認めた経費	2分の1以内	経済第2号様式 経済第4号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様 式	経済第2号様式 絏済第4号様式 絏済第10号様式 絏済第20号様式 絏済第22号様式 別に指示する様 式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 絏済部環境・エ ネルギー局環境 ・エネルギー課		

補助金等を交付する事務 又は事業の名称及びその 目的又は趣旨	補 助 対 象 者	補 助 対 象 経 費	補 助 率 等	交付申請書に添 付すべき関係書 類	実績報告書に添 付すべき関係書 類	交付申請書の提 出部数、提出期 限及び提出先	補助金等の交付 に関する権限の 委任	摘 要
38 高年齢者労働能力活用事業 高年齢者等の雇用の機会及び多様な就業機会の確保・提供を図るため、シルバー人材センター会員間の調整、業務未実施地域での就業機会の確保・提供、普及・啓発等を全道的、組織的に行うシルバー人材センター連合事業に対し、予算の範囲内で補助する。	公益社団法人北海道シルバー人材センター連合会	高年齢者労働能力活用事業（シルバー人材センター連合事業）の実施に要する次の経費 (1) 人件費 (2) 光熱水料 (3) 借料及び損料 (4) 雑役務費 (5) 旅費 (6) 備品費（自動車以外の備品については、単価が50万円以下のものに限る。） (7) 消耗品費 (8) 会議費 (9) 印刷製本費 (10) 通信運搬費 (11) 公租公課（自動車重量税） (12) 保険料 (13) 諸謝金 (14) 賃金（会員等を臨時職員として雇用する場合に限る。） (15) 教材費 (16) 訓練委託費	2分の1以内	経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式	経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式	提出部数 1部 提出期限 令和5年4月14日 提出先 経済部労働政策局雇用労政課		
39 職業病・労働災害対策事業 産業医の活動を強化し、職業病の予防、治療対策を促進するため、予算の範囲内で補助する。	一般社団法人北海道医師会	一般社団法人北海道医師会が行う産業医研修・講習会の開催に要する経費	定額 寄付金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たりお、当該寄付金その他の収入金の控除等を行う。	経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式	経済第2号様式 絏済第20号様式 絏済第22号様式	提出部数 1部 提出期限 令和5年4月14日 提出先 経済部労働政策局雇用労政課		
40 中小企業勤労者福祉対策事業 労働者の福祉の向上を図るために、北海道労働者福祉協議会が行う啓発推進事業及び相談支援事業に対し、予算の範囲内で補助する。	北海道労働者福祉協議会	北海道労働者福祉協議会が行う啓発推進事業及び相談支援事業のうち、次に掲げる事業に要する経費 (1) 労働福祉啓発事業に要する経費 (2) 労働福祉相談支援に要する経費	定額	経済第2号様式 絏済第7号様式 絏済第10号様式 絏済第11号様式 絏済第23号様式 別に指示する様式	絏済第2号様式 絏済第20号様式 絏済第22号様式	提出部数 1部 提出期限 令和5年4月14日 提出先 絏済部労働政策局雇用労政課		

補助金等を交付する事務 又は事業の名称及びその 目的又は趣旨	補 助 対 象 者	補 助 対 象 経 費	補 助 率 等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付 に関する権限の 委任	摘 要
41 次世代人材職業体験 推進事業 専修学校を活用した 中学生対象の職業体験 事業を通じ、若年者の 職業観・勤労観の早期 形成を図るため、予算 の範囲内で補助する。	公益社団法人北海道 私立専修学校各種学 校連合会	次世代人材職業体験推進事業に要する経 費のうち、負担金及び知事が必要かつ適当 と認めるもの	10分の10以内	経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様 式	経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様 式	提出部数 1部 提出期限 令和5年4月28日 提出先 経済部労働政策 局産業人材課		
42 地域人材開発センタ 一事業  地域における人材育 成の振興を図るため、 地域人材開発センター の運営に対し、予算の 範囲内で補助する。	道立技術専門学院再 編整備計画に基づ き、産業の発展を支 える、地域における 人材育成の拠点施設 として転換した地域 人材開発センターを 運営する一般社団法 人、公益社団法人、 一般財団法人、公益 財団法人又は職業訓 練法人	地域人材開発センターが行う講習・講 座、貸館事業に要する次の経費（事業内職 業訓練運営費補助金の交付対象となる認定 職業訓練、機動職業訓練及びその他の委託 事業に係るもの）  (1) 人件費 (2) 報償費 (3) 旅費 (4) 消耗品費 (5) 教材費 (6) 光熱水費 (7) 燃料費 (8) 印刷製本費 (9) 修繕費 (10) 役務費 (11) 委託料 (12) 使用料及び賃借料 (13) 備品購入費 (14) 負担金 (15) 公課費	2分の1以内 (知事が別に定 める額を限度と する。)	経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様 式	経済第2号様式 絏済第20号様式 絏済第22号様式 別に指示する様 式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部労働政策 局産業人材課		

補助金等を交付する事務 又は事業の名称及びその 目的又は趣旨	補 助 対 象 者	補 助 対 象 経 費	補 助 率 等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付 に関する権限の 委任	摘 要
43 技能向上育成対策事業 技能士の資質の向上を図るとともに、社会的地位の確立及び後継者を育成するため、予算の範囲内で補助する。	一般社団法人北海道技能士会	一般社団法人北海道技能士会が実施する事業に要する経費のうち、次に掲げるもので知事が必要かつ適当と認めるもの (1) 人件費 (2) 全道技能士大会実施費 (3) 技能士会組織強化促進費 ア 地方技能士会組織強化促進費 イ 地方技能士大会実施費 (4) 技能士資質向上促進費 ア 職種別研修会実施費 イ 全道青年技能士研修会実施費 ウ 技能交流派遣実施費 (5) 技能士重用制度促進費 (6) 広報活動費	3分の1以内	経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式	経済第2号様式 絏済第20号様式 絏済第22号様式	提出部数 1部 提出期限 令和5年4月28日 提出先 経済部労働政策局産業人材課		
44 技能検定試験等実施事業 技能労働者の技能と社会的地位の向上を図るため、予算の範囲内で補助する。	北海道職業能力開発協会	1 技能検定試験等の実施に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 技能検定関係事業に要する経費 (2) 技能競技大会関係事業に要する経費 (3) 職業能力開発促進大会等関係事業に要する経費 2 上記1の事業の実施に要する管理経費 (1) 職員の人件費 (役員報酬は除く。) (2) 一般管理運営費 (交際費は除く。)	定額	経済第2号様式 絏済第7号様式 絏済第10号様式 絏済第11号様式 絏済第23号様式 絏済第35号様式 絏済第36号様式 別に指示する様式	経済第2号様式 絏済第20号様式 絏済第22号様式 絏済第36号様式 絏済第38号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部労働政策局産業人材課		
45 事業内職業訓練設備整備事業 事業内職業訓練の充実向上を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村及び職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第24条第1項の認定を受けた中小企業主の団体	集合して行う認定職業訓練に供するための設備の設置又は整備に要する経費	3分の2以内	絏済第2号様式 絏済第7号様式 絏済第10号様式 絏済第11号様式 絏済第23号様式 絏済第28号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 絏済第33号様式 別に指示する様式	絏済第2号様式 絏済第20号様式 絏済第22号様式	提出部数 正副3部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局	総合振興局長又は振興局長	

補助金等を交付する事務 又は事業の名称及びその 目的又は趣旨	補 助 対 象 者	補 助 対 象 経 費	補 助 率 等	交付申請書に添 付すべき関係書 類	実績報告書に添 付すべき関係書 類	交付申請書の提 出部数、提出期 限及び提出先	補助金等の交付 に関する権限の 委任	摘 要
46 事業内職業訓練運営 費補助事業 事業内職業訓練の振 興及び技能労働者の育 成確保を図るため、予 算の範囲内で補助す る。	職業能力開発促進法 第24条第1項の規定 に基づく認定を受け た職業訓練(中小企 業事業主に雇用され ている者等が訓練生 の総数の3分の2以上 であるものに限る。) を実施する職業能力 開発促進法第13条に 規定する事業主等 (事業主にあっては 中小企業事業主、事 業主の団体又はその 連合団体にあっては 中小企業事業主の団 体(団体の構成員に 占める中小企業事業 主の割合が3分の2以 上である団体をい う。)又はその連合 団体であるものに限 る。)	集合して行う認定職業訓練に要する経費 のうち、次に掲げるもの (1)集合して行う学科又は実技の訓練を担 当する職業訓練指導員、講師及び教務職 員(訓練に関する企画、管理等の業務を 担当する職員)の謝金、手当に要する経 費 (2)集合して学科又は実技の訓練を行う場 合に必要な建物の借上げ及び維持に要す る経費並びに機械器具等の設備に要する 経費 (3)職業訓練指導員の研(校内研修)及び 訓練生の合學習に要する経費 (4)集合して学科又は実技の訓練を行う場 合に必要な教科書その他教材に要する経 費 (5)その他管理運営に要する経費で別途定 める経費	3分の2以内	経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第23号様式 経済第28号様式 別に指示する様 式	経済第2号様式 経済第20号様式 経済第30号様式	提出部数 正副2部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は 振興局	総合振興局長又 は振興局長	

補助金等を交付する事務 又は事業の名称及びその 目的又は趣旨	補 助 対 象 者	補 助 対 象 経 費	補 助 率 等	交付申請書に添 付すべき関係書 類	実績報告書に添 付すべき関係書 類	交付申請書の提 出部数、提出期 限及び提出先	補助金等の交付 に関する権限の 委任	摘 要
47 北海道移住支援金交 付事業 東京圈から北海道への 移住及び就業を希望 する者に、移住に伴う 経済負担を軽減するた めの移住支援金を支給 する市町村の事業(以 下「移住支援事業」) といふ)に要する経費 について、その一部を 道の予算の範囲内にお いて補助する。	「地方創生推進交付 金制度要綱(平成28 年4月20日付け、府 地事第16号内閣府事 務次官通知・28農振 第45号農林水産事務 次官通知・国総政第 1号国土交通事務次 官通知・環廃対発第 1604201号環境事務 次官通知)」及び「2 023年度デジタル田 園都市国家構想交付 金(地方創生推進タ イプ(移住・起業・ 就業型))に係る実 施計画等の作成及び 提出について(令和 4年12月23日内閣府 地方創生推進事務局 事務連絡)」別添1 「2023年度における デジタル田園都市国 家構想交付金(地方 創生推進タイプ(移 住・起業・就業型)) の取扱いについて」 に基づいて、地方創 生移住支援事業・マ ッチング支援事業を 実施する道内の市町 村	市町村が行う移住者支援事業として支給 した移住支援金の交付に要する費用	4分の3以内	経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第22号様式 別に指示する様式		提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部労働政策 局産業人材課		実績報告は要 しない。